

第1章 推進計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

食えることは、私たちが生きていく上で欠かせないことであり、食えることによって、成長し健康を維持しています。しかし、近年の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加などさまざまな問題が生じています。

このような食生活の変化に伴い、国においては、現在及び未来にわたる健康で文化的な生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的として、平成17年6月に「食育基本法」が制定されました。また、島根県においても、平成19年3月に「島根県食育推進計画」が策定されています。

安来市では食育推進につながる主要施策として、「保育や母子保健事業による食育の取り組み」や「小学校（一部中学校）学校給食の提供」、「安来市健康推進会議による健康づくり活動」、「生活習慣病予防にむけた生活習慣づくり」そして、「歯と口の健康づくり8020運動」の5つの施策を主軸として取り組んできました。

こうした取り組みをさらに充実し、子どもたちがすくすくと育ち、誰もが健康で明るく活躍するような、希望にあふれる安来市の未来を築くために、関係機関、関係者、そして住民の方々と協働で横断的かつ総合的に推進することが重要であり、このための指針として「安来市食育推進計画」を策定します。

2. 計画の位置付

本計画は、「食育基本法」第18条第1項に基づく「安来市食育推進計画」として策定します。

この計画は、家庭、教育、地域などの様々な分野における食育活動の総合的な指針となるものです。

また、本計画は、各種関連計画を「食育」という観点でとらえ整合性を図っていきます。

3. 計画の期間

計画の期間

本計画の期間は、平成23年度から平成27年度の5年間とします。

4. 基本理念

1. 住民一人ひとりが、食についての意識を高め、学び、考え、食の知識を得ることにより、生涯を通じて、健康で豊かな生活を育みます。
2. 自然の恵みに触れ、体験することにより、食に対する感謝の心を育みます。
3. 家庭、教育機関、地域などが食を通じたコミュニケーションを図り、安心・安全な食生活を育みます。

5. 基本方針

1. 食育の基本である家庭において、望ましい食習慣の定着を図ります
2. 保育・教育機関において、食に対する正しい知識を身に付けます。
3. 農業、漁業、林業などの体験を教育に活かし、自然の恵みを大切にすることを養います。
4. 健康的な生活を送るため、食を選択・調整する力を身に付け、バランスのとれた食事や望ましい食べ方を心得ます。
5. 事業所、食品関連業者などとの連携を強め、食に関する安心・安全な環境づくりを推進します。
6. 伝統あるすぐれた食文化や地域の特性を活かした食生活を次世代に伝えていきます。

6. 計画の進行管理と評価

行政における「食育」に係る各課の総合的な推進体制を整備し、「安来市食育推進計画」に基づく施策が計画的に推進しているか目標の達成状況を含め、各年度に各事業の進捗状況を住民の視点に立った指標（計画—実行—評価—改善のサイクル）に基づき検証及び評価し、より実効性のある事業展開を行います。

7. 計画の推進体制

食育とは、自分で自分の健康を守り、健全で豊かな食生活を送る力（身体によい食品を選ぶ力・食情報を見分ける力・料理をする力、食べ物と身体の関係がわかる力・おいしい味がわかる力、食を楽しむ力）を育て、食を通じて人生を心豊かに生きていくことのできる「食を営む力」を身につけることです。

このため、食育計画の推進にあたっては、行政、住民、保育施設、教育機関、地域、食育推進関連団体・事業所などが一体となって具体的な食育施策を展開させていくことで、家庭において「食を営む力」が高まることが期待されます。

行政としては、計画の進行管理を担い、食育計画が全庁的な取り組みとなるよう、「食育月間、食育の日」を定着させるなどの機運を醸成し、総合的かつ横断的な推進体制を整備します。

また、住民、地域、食育推進関連団体・事業所や食品の販売組織へも呼びかけながら、食育に関する具体的な取り組みを展開し、家庭の「食を営む力」の向上を目指します。

